

## ● ご加入方法

○同封の加入申込書に必要事項をご記入の上、社団法人日本フィットネス協会までお送り下さい。  
なお、無事故戻戻口座の記載もお忘れなくご記入お願いいたします。

○保険料の払い込み 保険料は一時払いです。

保険料振込指定口座

三井住友銀行 神田支店 普通 2493338 口座名義人 社団法人 日本フィットネス協会 までお振込み願います。  
なお、下記締切日までお振込みが無かった場合には、契約が解除される場合がございますので締切日までにお振込みください。

○加入締切日

平成23年3月20日(日曜日)

○保険期間

平成23年4月1日午前0時から平成24年4月1日午後4時まで。

## ● 事故の通知・保険金請求の手続き

(1)就業不能期間が始まったときは、30日以内に代理店へ疾病または傷害の状況や程度をご通知下さい。

(2)正当な理由がなく、通知いただけなかった場合には、保険金をお支払できない事があります。

(3)所得補償保険金のご請求に当たっては、原則として所得を証明する書類をご提出下さい。

## ● お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

1. 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
4. 適正な保険金・給付金の支払
5. 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
6. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- ・法令に基づく場合
- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ・弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

## ● 保険会社が破綻時の取扱いについて

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金や解約返れい金の支払金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、同機構の補償対象となりますので、事故に関する保険金や解約返れい金は、約款の規定に従って算出された金額の90%が補償されます。詳細については、弊社ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

●このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容は、取扱代理店または弊社までお問合せください。(2010年12月作成)



## 社団法人 日本フィットネス協会

〒113-0033 東京都文京区本郷2-8-3 天野ビル4F

TEL:03-3818-6939 FAX:03-3818-6935

取扱代理店

詳しい内容については、取扱代理店が相談に応じます。

株式会社トータル保険サービス 営業第三部:竹内

〒113-0033 東京都文京区本郷4-23-14 TIS春日ビル

お問合せ時間

月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00

TEL:03-5804-1521 FAX:03-5804-1524

引受保険会社



エース損害保険株式会社  
ace insurance

企業営業二部

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1

アルコタワー

TEL:03-5740-0604(代)

<http://www.ace-insurance.co.jp>